

動薬協会発 23 号
平成 31 年 4 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

消毒薬等の防疫に資する動物用医薬品の流通について（留意事項）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり、畜水産安全管理課長通知（31 消
安第 557 号）がありましたので、お知らせします。

31 消安第 557 号

平成 31 年 4 月 24 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長

農林水産省消費・安全局

畜水産安全管理課長

消毒薬等の防疫に資する動物用医薬品の流通について（留意事項）

平素より動物薬事行政に御理解・御協力いただき感謝いたします。

動物用医薬品を農家等の一般の使用者へ販売するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく動物用医薬品店舗販売業の許可が必要であり、製造販売業者又は卸売販売業者が販売することは認められていません。このため、製造販売業者又は卸売販売業者から一般の使用者への直送（以下、単に「直送」という。）は、店舗販売業者として遵守すべき事項が遵守されない場合があるため、原則として認められていないところです。

一方、消毒薬等の防疫に資する動物用医薬品について、

- ① 1 製品当たりの容量が大きく、店舗において在庫を保管することが困難な場合、
- ② 家畜の伝染性疾病の発生その他の緊急の事情により、農家等の一般の使用者に迅速に供給する必要がある場合、

が想定されることから、直送が認められる場合の留意事項を下記のとおりまとめましたので、御留意願います。

記

（1）直送する動物用医薬品は、消毒薬等の防疫に資するもので、以下のいずれかに該当するものに限ること。

- ① 動物用医薬品で大容量（1 製品当たり概ね 18 L 若しくは 18 kg 以上又は一度に納品される同一製品の合計が概ね 18 L 若しくは 18 kg 以上）の製品
- ② 家畜の伝染性疾病の発生時その他の緊急を要する場合であり、その際に迅速に使用することが求められる動物用医薬品

- (2) 直送する動物用医薬品は、動物用医薬品店舗販売業者と農家等の一般の利用者との販売契約に基づくものであることから、当該動物用医薬品の販売の可否、適正な管理の実施等に関しては、注文を受けた動物用医薬品店舗販売業者がその責任を負うものであること。
- (3) 動物用医薬品店舗販売業者は、必要な指示書の確認、販売に関する記録、購入者に対する情報提供等、動物用医薬品店舗販売業者に関する関係法令を遵守すること。

